

おおみなと臨海公園 Park-PFI 設置等予定者選定委員会
選定概要

平成 31 年 1 月 31 日

1. 選定委員会の設置

(1) おおみなと臨海公園 Park-PFI 設置等予定者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の開催状況

日 程 : 平成 31 年 1 月 31 日(木) 14:00 ~ 15:30

場 所 : むつ市役所 第 3 会議室

議 題 : 公募設置等計画の評価及び設置等予定者の選定

選定委員会の体制

(順不同)

委員長	川 西 伸 二	むつ市副市長
委員	中 里 敬	むつ市民生部長
	光 野 義 厚	むつ市都市整備部長
	其 田 桂	むつ商工会議所会頭
	菊 池 誠	(社)青森県建築士会 下北支部支部長

2. 選定までの経緯

(1) 公募設置等計画等の受付

平成 30 年 12 月 14 日より、公募設置等指針の交付を開始した。平成 30 年 12 月 28 日から平成 31 年 1 月 17 日まで、公募設置等計画等の受付を行った結果、次の 1 社からの応募があった。

応募法人 : 山内土木株式会社

(2) 提案計画の審査及び評価

① 提案の審査について

都市公園法第 5 条の 4 第 1 項に基づき、第 1 次審査として事務局において提出された公募設置等計画等が公募等設置指針に記載されている要件を満たしているかを確認し、事業提案の趣旨等について応募法人からヒアリングを実施した。

その後、都市公園法第 5 条の 4 第 2 項に基づき、第 2 次審査として選定委員会を開催し、事務局より公募設置等計画の概要説明を行い評価する 2 段階での提案審査を行った。

第 1 次審査

公募設置等指針に照らし、下記内容について適切なものであること確認した。

a 参加資格の確認

・応募者が、資格等を満たしていることを審査

b 法令遵守に関する審査

・公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料より見込めること

第2次審査(選定委員会)

第1次審査を通過した公募設置等計画について、公募設置等指針で定めた評価基準に基づき、評価を行い下記の結果となった。

② 評価の結果

評価項目	評価の視点	配点	評価点
事業の実施方針	当該都市公園の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方について評価する。	50	38
	地域との連携方針について評価する。		
事業実施体制	応募法人等の役割分担・実績・財務健全性について評価する。	50	31
	業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置について評価する。		
施設の整備計画	公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について評価する。	100	73
	景観、バリアフリー等への配慮について評価する。	50	29
	特定公園施設の建設に係る品質確保について評価する。		
施設の管理運営計画	公園利用者の利便の向上に資する管理運営計画について評価する。	100	82
	災害発生時の対応など安全・安心に配慮した管理計画について評価する。	50	30
事業計画	持続的な資金計画、収支計画について評価する。	50	26
	事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について評価する。		
価額審査	特定公園施設の建設に要する費用のうち、本市が負担する額について評価する。	50	30
	公募対象公園施設に係る使用料の額について評価する。		
合 計		500	339

③ 設置等予定者の選定

評価結果をより、応募者である山内土木株式会社を設置等予定者に選定した。

3. 選定委員会からの講評

選定委員会より、公募等設置計画に対して以下の評価及び意見が出されている。

【評価、意見】

- ・特定公園施設に係る収支計画の詳細化を求める
- ・サウンディング時点から更に新規事業提案がされ評価できる
- ・提案事業から想定されるリスク管理について安全性をしっかりと検討すること

【総括】

- ・収支計画、リスク管理についてより具体性を持たせる検討を深めるとともに、詳細については今後市と協議を図り、公募等設置計画への必要事項の追記を行い認定及び協定・契約の締結を進めること

4. 今後の流れ(公募設置等計画に認定について)

事務局としては、上記、選定委員会からの意見について再度、設置等予定者と協議し、一部修正を行った公募設置等計画にて認定を進める。